

関市・武儀郡町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程

平成15年3月31日承認

(趣旨)

第1条 この規程は、関市・武儀郡町村合併協議会規約(以下「規約」という。)
第13条第2項の規定に基づき、関市・武儀郡町村合併協議会新市建設計画作成小委員会(以下「小委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、規約第3条第2号に関し必要な調査研究を行う。

(組織)

第3条 小委員会は、委員30名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から協議会の会長が委嘱する。

(1) 関市、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町(以下「構成市町村」という。)の助役若しくは助役相当職にある者

(2) 構成市町村の職員各1名

(3) 構成市町村の学識経験者各3名

3 委員は、非常勤とする。

(委員長等)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、小委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、関市・武儀郡町村合併協議会の会長が求めるとき、又は委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席させ意見等を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査又は審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(会議の運用等)

第8条 会議は、関市・武儀郡町村合併協議会会議運営規程の例による。この場合において、同規程の規定中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

2 会議は、非公開とする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は関市・武儀郡町村合併協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則(平成16年3月29日承認)

この規程は、平成16年3月29日から施行する。